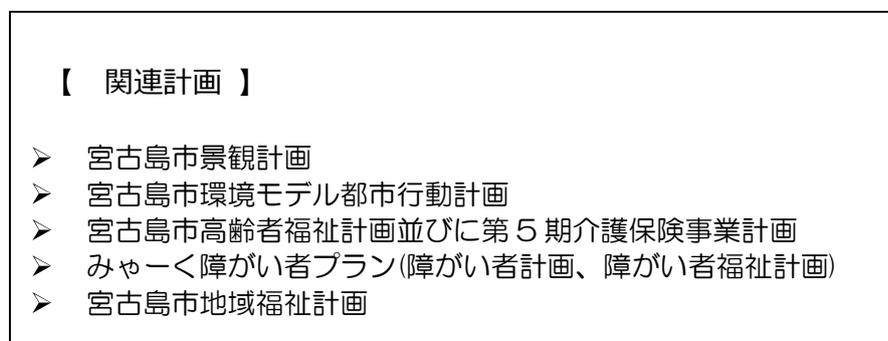
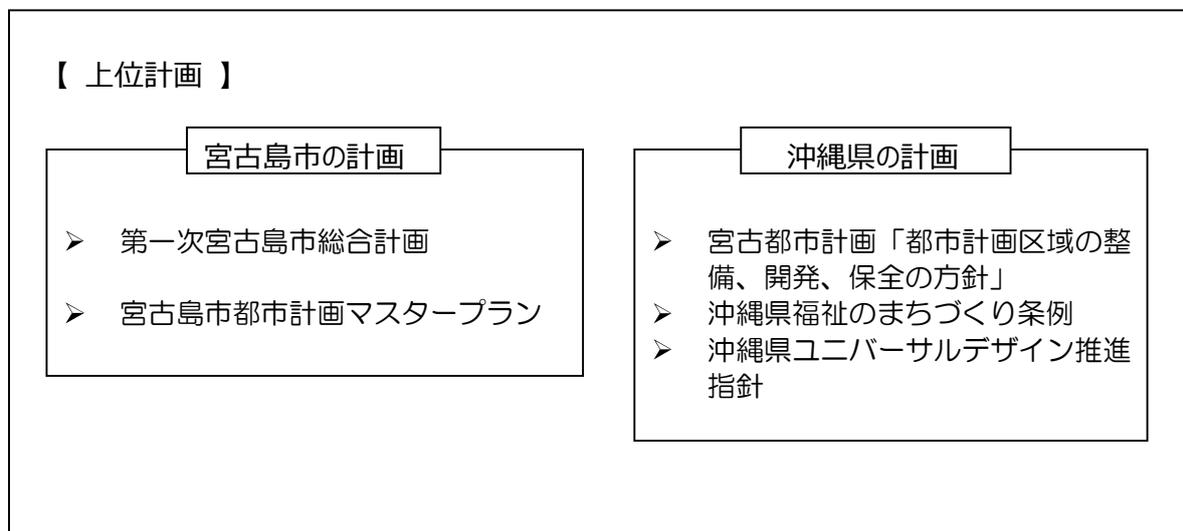


2-2 上位・関連計画等

(1) 上位・関連計画の対象

「宮古島市総合計画」をはじめ、都市計画や高齢者福祉/障がい者福祉に関する構想/計画、プロジェクト等など基本構想策定に関連すると考えられる以下の計画、構想等について整理します。



(2) 上位・関連計画の概要と整理及び把握

これらの上位・関連計画の概要とともに、本業務で考慮すべき事項を次頁以降に整理及び把握します。
なお、基本構想に関連づけて反映させる項目については、別表（p.37～39）にて整理します。

宮古島市都市計画マスタープラン 【平成 21 年 3 月 宮古島市】

目標年次 平成 38 年度 (2026 年度) 中間年次：平成 28 年度 (2016 年度)

■都市づくりの将来像

『こころつなく 結いの島 宮古～みんなでつくる元気で誇れる島づくり～ ぼんがみぎすま・みゃ～く』

■都市づくりの理念

“共生”：一人と自然が共生した美しいしまづくり

“定住”：一合併を契機とした一体的な島づくり

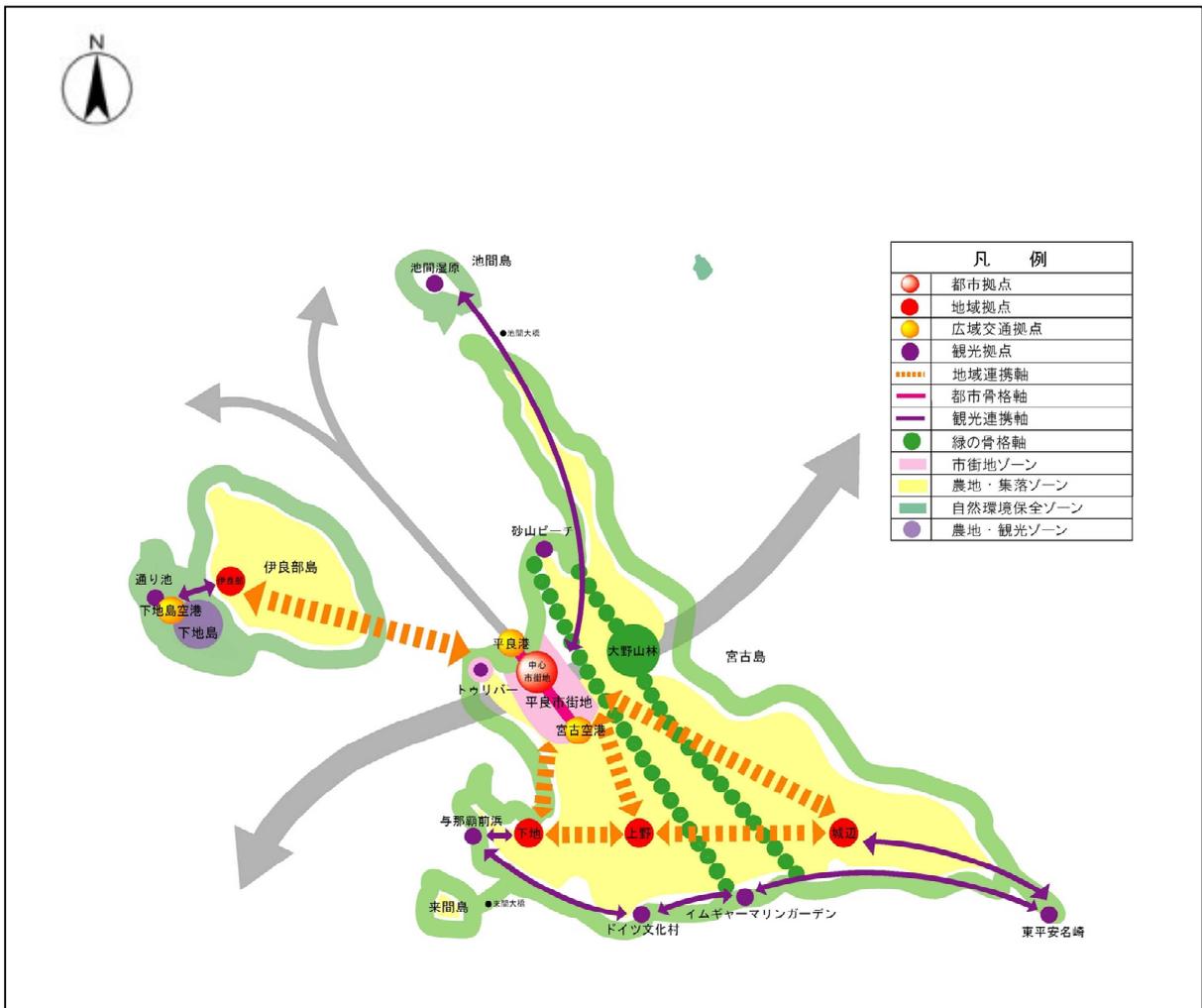
“交流”：一活性化につなげる地域特性を活かした島づくり

■将来都市構造

○拠点

拠点	地域	位置づけ
都市拠点	中心市街地地区	平良の中心市街地を、市民生活・経済活動の中心地として
地域拠点	庁舎周辺地域	旧町村の庁舎周辺は、周辺住民の生活・コミュニティの中心地として
広域交通拠点	宮古空港、平良港	広域的な交流促進を図る広域交通拠点として
観光拠点	トゥリバー、与那覇前浜など	地域の活性化を図る観光拠点として

▼将来都市構造図



■都市整備の方針

○市街地整備及び規制・誘導に関する方針

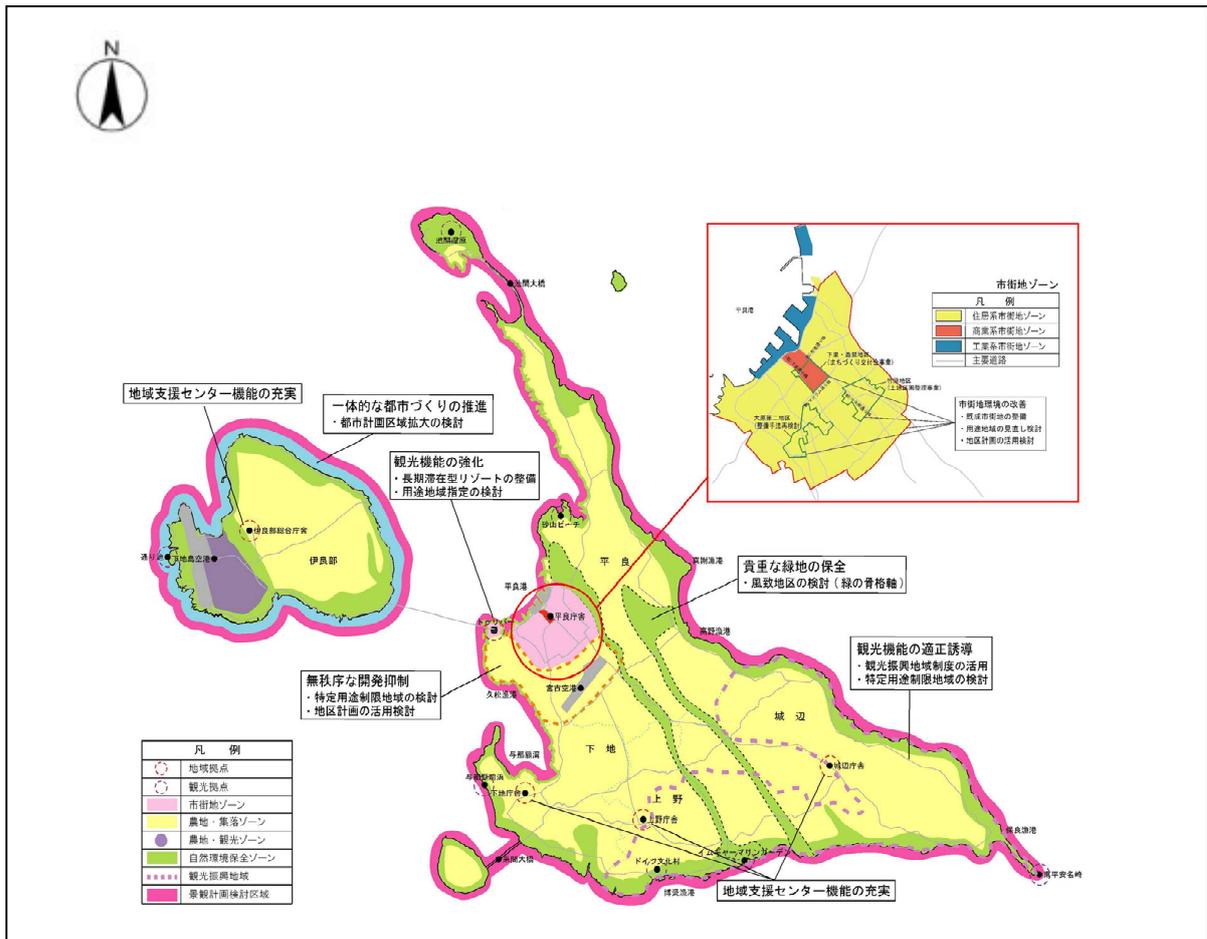
＜中心市街地の重点的整備＞

西里大通り、下里通り、市場通りを骨格とする拠点（中心市街地地区）では、市民や観光客が集い交流する賑わいの拠点づくり、安全・快適に回遊できる空間づくりなどを念頭において、重点的に事業・施策を展開する。

具体的には、「下里・西里地区都市再生整備計画」の取り組みを核とし、平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、各通り会が主体となった店舗・道路の修景整備など、ハード・ソフトの一体的整備を進めていく。

下里・西里地区都市再整備計画の概要⇒新たな集客交流拠点の整備、根間公園やガイセン通りなどの整備

▼市街地整備・規制誘導方針図



○都市交通体系に関する方針

＜地域連携道路＞

環状道路に囲まれる平良市街地と地域間を連絡する幹線道路を地域連携として位置づけ、優先的な整備・維持管理を図る。

⇒国道390号、県道平良城辺線、県道平良新里線、県道城辺下地線、県道高野西里線、県道平良下地島空港線

＜市街地骨格道路＞

都市軸を形成する幹線道路、市街地を取り囲む幹線道路を市街地骨格道路として位置づけ、優先的な整備・維持管理を図る。

⇒(都)中央縦線、(都)平良与那覇線、(都)マクラム通り線、(都)北、東、西環状線

<補助幹線道路>

市街地環状道路内の幹線道路を補完する道路を補助幹線道路として位置づけ、段階的な整備を図る。

⇒(都) 高校東線、(都) 大道線、(都) 大原線、(都) 荷川取線、(都) 市場通り線、(都) 土川線、
(都) 久松線、(都) 平良新里線、(都) 球場西線、(都) 平良保良線、(都) 荷川取北線

<観光ルート>

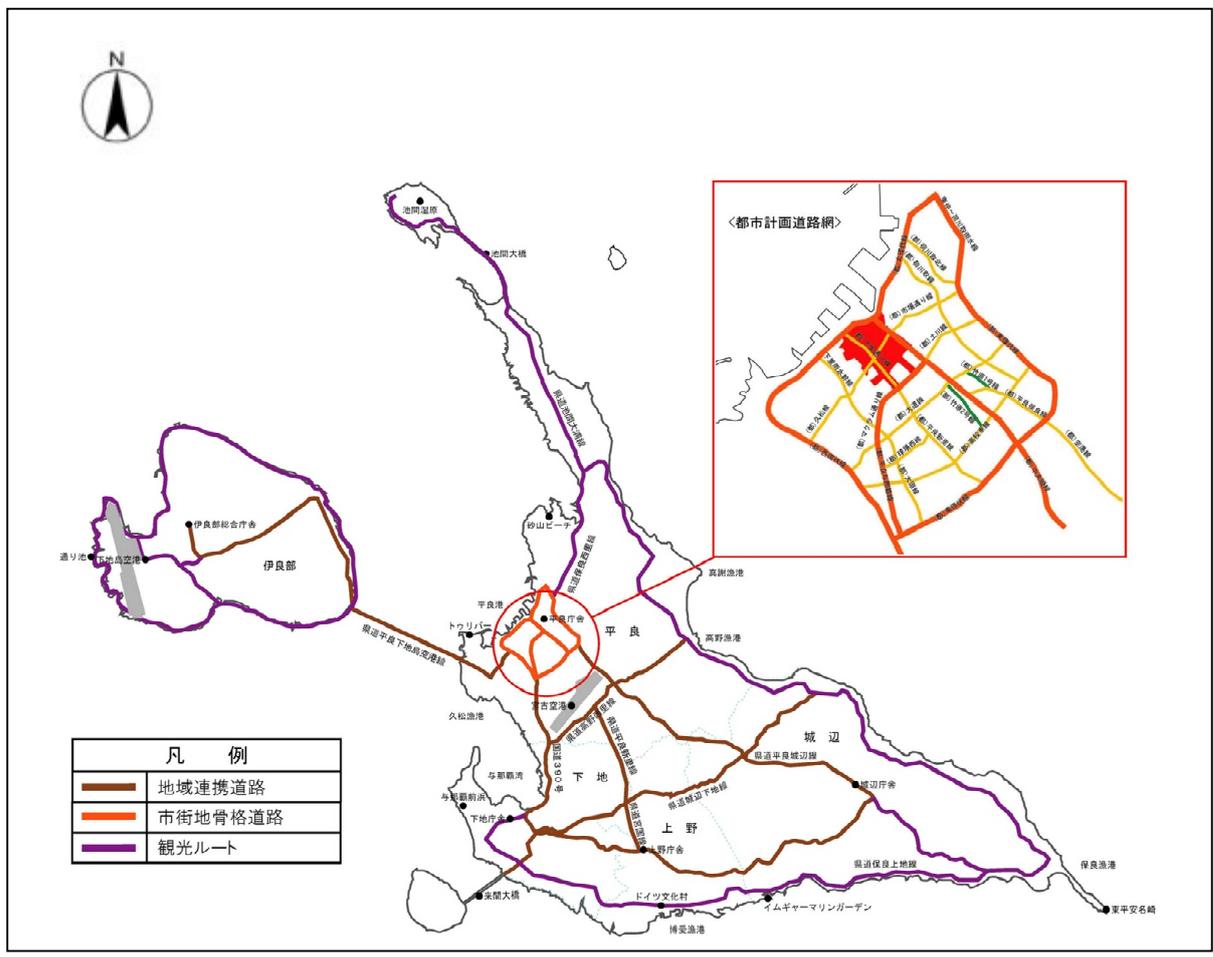
海岸線の観光拠点を結ぶ海岸線道路を観光ルートとして位置づけ、修景の緑化、美化活動の促進を図る。

⇒県道保良西里線、県道池間大浦線、県道保良上地線

<歩行空間>

市街地内では、利用者の視点に立った歩行空間の充実を図るため、幹線街路と中心市街地地区との有機的なネットワーク形成やユニバーサルデザインを取り入れた歩道整備や自転車道整備を促進する。

▼将来道路網図



■都市づくりの共通理念と基本姿勢

- 共通理念：『我した島沖縄の特色あるまちづくり』
- 基本姿勢：
 - “参画と責任”～地域の歴史・自然・文化をいかし、住民主体の都市づくり
 - “選択と集中”～重点的・戦略的な施策を推進し、快適で潤いのある都市づくり
 - “連携と交流”～都市機能相互の連携を重視し、交流を促進する都市づくり

■都市計画の目標

- 都市の将来像：便利で快適、うむやす（安心できる）島しょ都市圏

■都市づくりについて

- 基本理念：
 - すべての人が自らの意志で自由に行動し、社会参加のできる「すべての人にやさしいまちづくり」を行政と住民が一体となって進めるとともに、より実効性の高い都市計画を展開するため、住民参加型の地域からのまちづくりを推進していく。
- 広域的な位置づけ：健康交流都市圏・がんすうみゃーく（健康な宮古）
- 基本方針：『人・がんすう（健康）、自然・ゆがふ（豊穡）、街・ぷからす（活気）』
-人も自然も健康なまち・ばんたがみゃーく（私達の宮古）-

■主要な都市計画の決定の方針

- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針（主要な交通施設の配置の方針）

<道路>

- 幹線道路の国道 390 号や補助幹線道路の高野西里線、市場通り線、下里通り線等の拡幅整備を推進するとともに、道路網のさらなる充実を図るため、城辺下地線や保良上地線等の整備を推進する。
- 生活道路は道路網を整序しつつ利便性及び防災機能を高めるため、区域内で発生又は集中する交通を円滑に集散し、さらに通過交通を誘発しないよう配置する。

<港湾>

- 平良港については、人流拠点としての国際交流機能の向上に努め、人と環境に優しい港湾整備を図る。

<空港>

- 島民の重要な足である宮古空港の機能を維持するとともに、平常時における国際的な航空関連教育の拠点形成、災害時における拠点形成等、国際貢献並びに地域振興に資する利活用の検討を促進する。

- 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

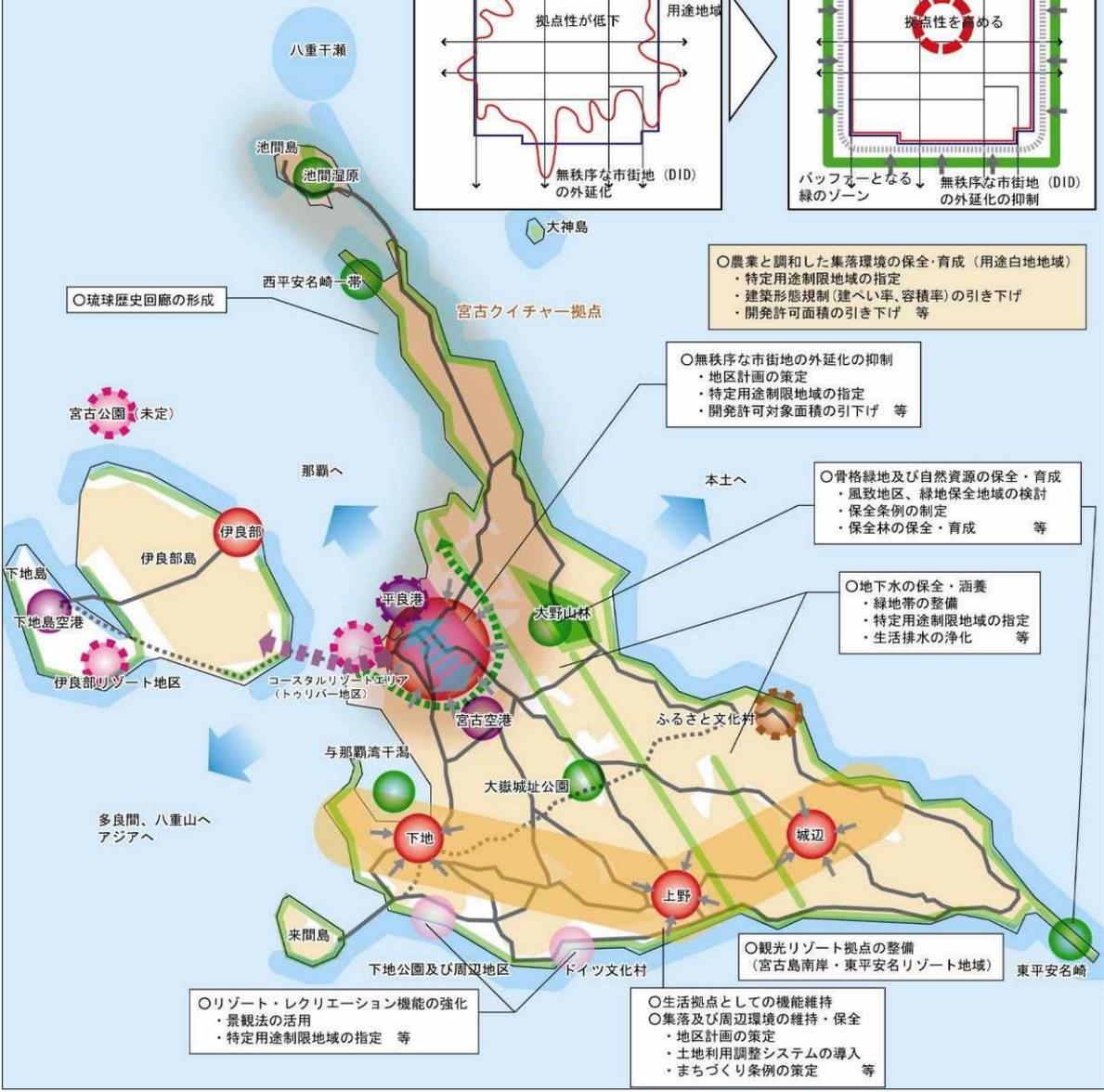
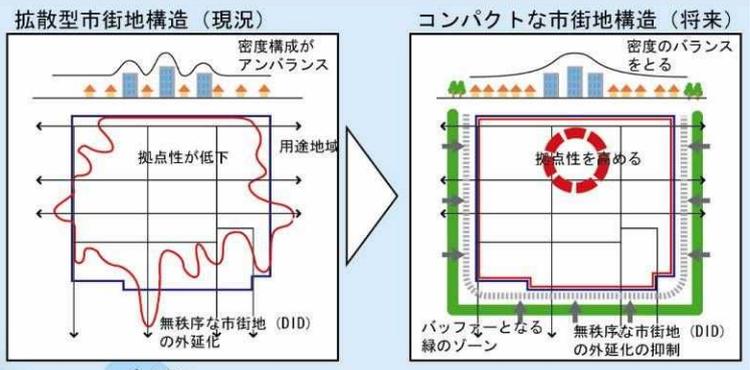
<主要な緑地>・防災系統

- カママ嶺公園は、市街地において津波にも対処できる避難公園として整備する。
- 市街地内の公園緑地や幹線道路等は、オープンスペースや生活道路等と結び、防災環境軸の形成に努める。

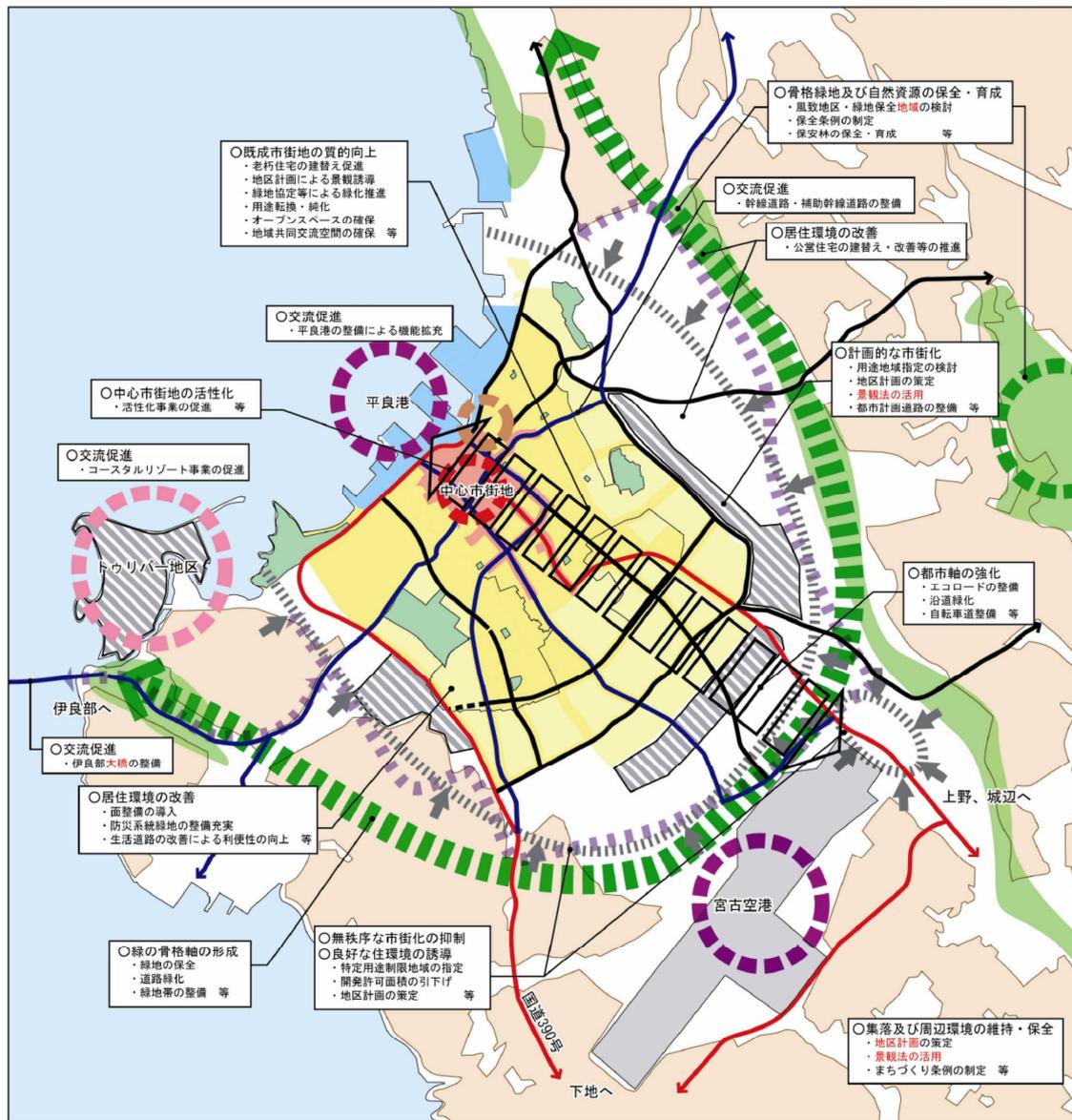
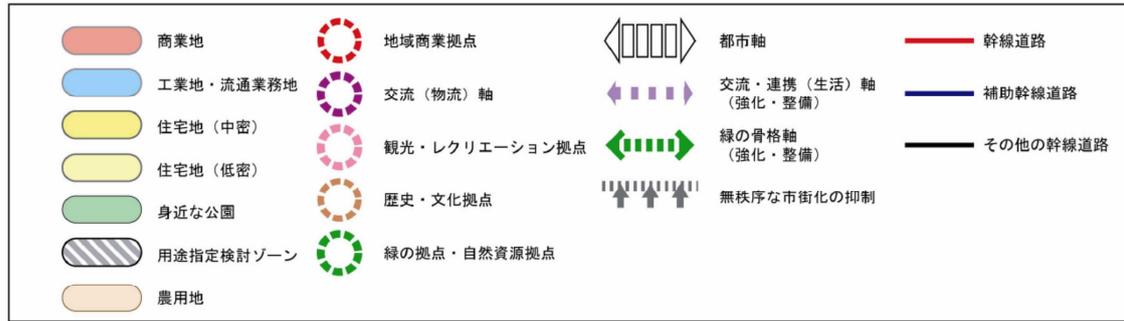
- 福祉のまちづくりに関する方針

- ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考えを踏まえた各種施設整備・改善を進める。
- ・道路においては、高齢者が歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進する。
- ・公園、官公庁舎、医療施設、商業施設等、生活のために不特定多数の住民が利用する施設においては、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化の一層の促進を図る。

▼将来都市構造附図—宮古都市計画区域—



▼将来都市構造附図—市街地—



第1次宮古島市総合計画 【平成20年3月、宮古島市】	
目標年次	基本構想：平成28年度 基本計画：前期平成19年度～平成23年度、後期平成23年度～平成28年度
<p>【基本構想】</p> <p>■ <u>将来像（島づくりのテーマ）</u> 『<u>こころつなぐ 結いの島 宮古（みゃーく）</u>』～みんなでつくる 元気で誇れる島づくり～</p> <p>■ <u>島づくりの基本目標</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水に配慮した資源循環型社会、花と緑であられる島 ・明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流による個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島 ・笑顔とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島 ・快適な暮らしを支える生活基盤の整った島 ・住民と行政の協働による自立した島 <p>【基本計画（前期）】</p> <p>■ <u>明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流によるにぎわいのある島</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な交流を促進する港の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・港の基本施設の充実と耐震化に努め、港湾機能の拡充を図る。 ・港と市街地の交通アクセスの円滑化を図る。 <p>■ <u>個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流の推進(国際交流・地域間交流) <ul style="list-style-type: none"> ・外国語の観光案内標識やパンフレットなど、外国人にも住みやすい、訪れやすい島づくりを推進する。 <p>■ <u>笑顔とふれあいで、ともに支えあう健康福祉の島</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○子供を産み、育てやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・安心して子育てができるように、ユニバーサルデザインによるまちづくり等に努める。 ・安全・安心のまちづくりを推進する、子供を取り巻く有害な環境を改善する。 ○高齢者障がい者が自立して暮らせる生活支援の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備を促進する。 <p>■ <u>快適な暮らしを支える生活基盤の整った島</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○交通ネットワークの機能向上 <ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも優しい道づくりを基本に、幹線道路、通学路、歩道及び交通安全施設などの整備を図る。 ・災害時の交通機能確保に向け、電線類の地中化を促進する。 ○快適な居住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーや防災機能などを兼ね備えた憩いの場の充実を図る。 ○安全で安心できる島づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間における市民生活の安全性を確保するため、防犯灯の設置を推進する。 ・信号機、道路反射鏡、防護柵の整備を充実するとともにシルバーゾーン広報板、道路段差の解消、点字ブロックの設置など、人に優しい道路環境の確保に努める。 <p>■ <u>住民と行政の協働による自立した島</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域における自治組織の設置や活動強化と市民参加のまちづくりの推進 ○情報公開や広報・広聴活動の充実 	

沖縄県福祉のまちづくり条例 【平成9年4月制定、平成21年1月改正】

「福祉のまちづくり」とは、高齢者や障がい者を含むすべての県民が安心して生活し、自由な移動や社会参加ができる地域の環境を物心両面にわたり創り出そうとするものである。福祉のまちづくり条例は平成10年4月から全面施行されている。

この条例は、障がいのある人もない人もすべての県民が安心して生活し、等しく社会に参加することが出来る地域社会を実現する趣旨で制定されている。

条例の全面施行に必要な「生活関連施設」、「特定生活関連施設」や「整備基準」など施設整備に関する具体的な内容が定められている。本条例は、バリアフリー新法に先駆けて導入され、独自の基準と審議組織を持つ制度であるため、今後ともバリアフリー新法と併用して運用していく。

■施策の基本方針

- ・県民への意識の高揚を図ります
- ・施設等の整備を促進します
- ・高齢者、障がい者等の社会参加を促進します
- ・福祉のまちづくりを推進する体制の整備を促進します

沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針

県内のさまざまな地域や分野において、ユニバーサルデザイン（以後UDと示す）の考え方を社会環境に取り込んでいくためには、県だけでなく、企業・団体、市町村、県民及び県の施策においても、共通の理解と目標を持って、歩調をあわせ連携して取り組んでいくことが求められる。

この指針は、本県のUDに関する基本的な考え方をまとめ、施策推進にあたって目指すべき目標とそれぞれが果たすべき、あるいは期待されている役割等を示すために策定されたものである。

■沖縄県が目指すもの：『すべての人が暮らしやすく、すごしやすい社会』

■ユニバーサルデザイン推進のための4つのキーワード

「簡単」（誰にでも使いやすく）、「快適」（誰にでも快適で）、「安全/安心」（誰にでも安全に）、「柔軟（選択）」（誰にでも対応する）

■分野別推進の方向

○みんなのためのまちづくり

<公共建築物・施設>

- ・バリアフリー化の基準達成だけでなく、利用者のニーズにも応えられるように取り組む。
- ・UDの考え方を整理し、どのような建築物、施設でも区別なく導入できる手法を検討する。
- ・民間の建築物、施設において、新設の場合はUDの導入を検討してもらい、既設のものは改築時のバリアフリー化を検討してもらう。

<交通機関（道路含む）>

- ・既設の施設、車両などのバリアフリー化を進め、新規についてはUDの導入を検討する。
- ・利用者のニーズに応えることを目的として施策に取り組む。
- ・道路へのUDの導入については、国・県・市など各主体が連携し、利用しやすさ等に差のない道路を目指す。
- ・視認性の高い、分かりやすく、親しみのもてる道路案内標識の設定等の情報提供を充実させる。また来県者（旅行者・外国人等）への情報提供を充実させる。
- ・安全で快適な歩行空間の整備に努める。

○情報・サービスづくり

<情報>

- ・一方通行の情報提供にならないよう、受信者の身になって、「誰にでもわかりやすく、入手しやすい情報」の発信方法を検討する。
- ・インターネットのウェブサイトを誰にでも閲覧しやすい構造、デザインにする。

<サービス>

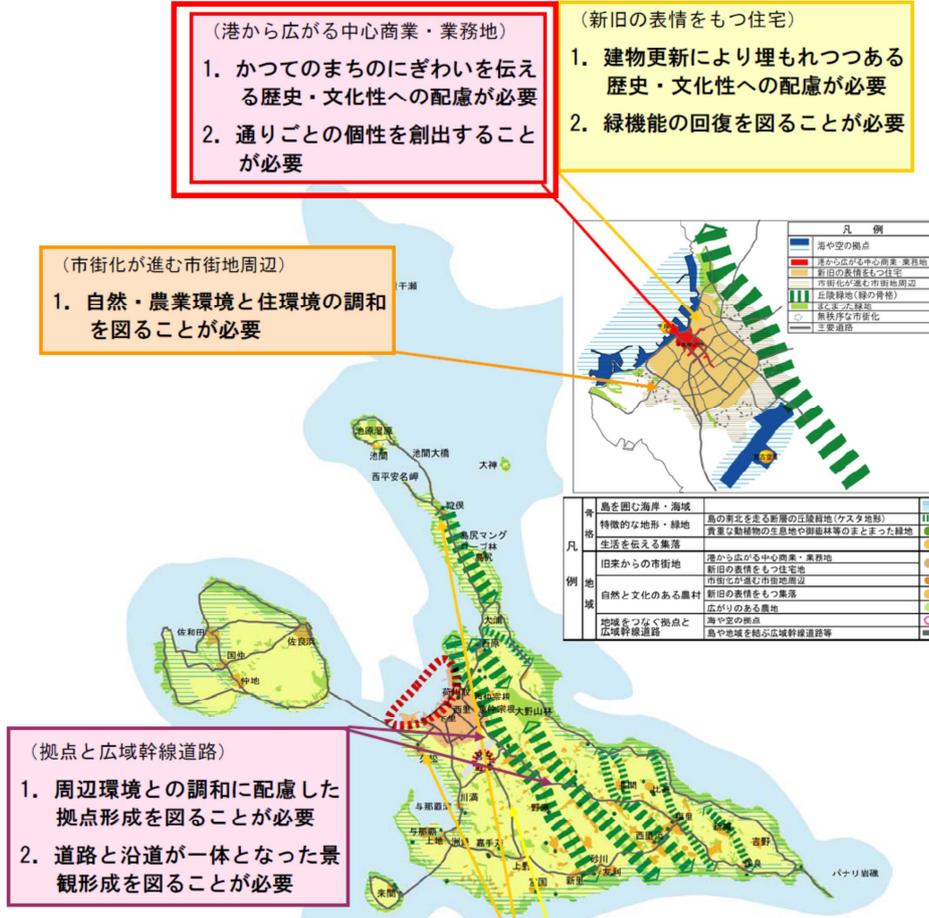
- ・サービスの提供に関する一定の基準（目安）を設け、マニュアル化する等、誰にでも利用しやすい平等なサービスの提供が可能となるよう取り組む。

■ 基本理念

- ① 島の成り立ちの継承
- ② 風土を活かし先人の知恵を伝えて育てる
- ③ 環境共生の新しい景観をつくる
- ④ 市民主体による景観まちづくりの定着

■ 景観形成上の課題

地域景観における景観形成の課題を以下に示す。



■ 地域別まちづくり景観方針

○市街地景観ゾーン

<港から広がる中心商業・業務地景観>

- ・ 旧来のまちの賑わい、雰囲気~~を継承する景観づくり~~
- ・ 通り毎にテーマ性を持った、歩いて楽しい景観づくり

<緑豊かで歴史・文化性に配慮した統一感のある住宅地景観>

- ・ 暮らしの知恵を体現化し、その価値を高める景観づくり
- ・ 緑豊かな統一感のある景観づくり

○拠点景観・幹線軸景観ゾーン

<宮古島を印象づける拠点景観：平良港、空港>

- ・ 地区特性を活かしイメージアップにつなげる景観づくり
- ・ 周辺の街並みと相乗効果が得られる景観づくり

<市民、観光客の利用を意識した幹線軸景観>

- ・ 幹線軸の対象路線は、国道 390 号、県道 78 号線、同 83 号線、同 90 号線、同 190 号線（一部下里通り、市場通り）、同 204 号線、同 230 号線、同 243 号線、西里通り、その他幹線軸に位置づけられている市道。
- ・ 道路そのものの美しさに磨きをかけた景観づくり
- ・ 周辺の自然環境等との調和に配慮した景観づくり

■ **良好な景観形成のための行為の制限**

○景観形成基準（市街地景観ゾーン）

＜建築物及び工作物＞

・ **形態・意匠・色彩**

→深い庇、花ブロック等、宮古島の気候、風土に合い、歴史・文化に培われた形態、意匠、素材とする。

→まち全体として調和のとれた色彩とする。

・ **緑化、垣・柵・塀**

→屋外駐車場については、車路以外での緑化を行う。

○景観形成基準（拠点景観・幹線軸景観ゾーン）

＜建築物及び工作物＞

景観形成基準は基本、市街地景観ゾーンと同じとなる、及びそれぞれの路線が位置するゾーンの規制と同様とする。

・ **海への眺望を確保するために壁面後退、建築物の高さを規制する範囲**

→「市街地景観ゾーン・海から広がる商業業務地景観」に係わる「マクラム通り」及び市街地景観ゾーン南西部の「国道390号」。

→壁面1m以上後退、高さ15m以下とする。

■ **景観重要公共施設（候補）**

区分	公共施設名	景観形成方針
道路	上記の幹線軸の対象路線であげた物	以下について、整備、維持管理を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・電線等の地中化 ・歩道のカラー・タイル等舗装の装飾 ・デザイン照明の整備、デザイン信号機の設置 ・地元の木を利用した植栽
港湾	平良港	・占有物については、建築物・工作物の行為制限に準じ、周辺の景観に調和したものとする。

環境モデル都市行動計画 【平成21年3月、宮古島市】

削減目標 平成25年度末までに、自動車：約5%削減、発電：約11.4%削減

■ **環境モデル都市としての位置づけ**

離島における自然の恵みを存分に活かし、低炭素でありながら心を豊かにしてくれるスロークライフというものを、宮古島に暮らす人にも訪れる人にも心から実感してもらうことで、他の地域におけるCO2削減取組の実践へつなぐための“CO2 100%フリーアイランド”を構築するものである。

■ **宮古島市での5年間（平成21年度～平成25年度）の取組**

○太陽光・風力発電・エタノールによる自給自足の自動車エネルギー供給

→太陽光・風力発電の導入、エコカーの普及促進

○太陽と市民のエネルギーを活用したエコアクション

→公共施設での省エネ事業の実施、景観条例による屋上・壁面緑化の普及、自転車利用の促進

宮古島市高齢者福祉計画並びに第5期介護保険事業計画 【平成24年3月・宮古島市】

計画期間 平成24年度～平成26年度

■ **計画の理念**

「心と体の幸せづくり ～自立と支えあいで築く健康長寿のまち 宮古島」

■ **安心して暮らせる生活環境の推進**

○防犯、防災対策の推進

・ **交通安全の推進**

→信号機、道路反射鏡、防護柵の整備の充実

→シルバーゾーン広報板、点字ブロックの設置、道路段差の解消など人にやさしい道路環境の確保

・ **交通安全施設の整備**

→カーブミラーや道路照明、ガードレール等の交通安全施設の整備充実

<p>○総合的な福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路環境の整備推進 →道路については、安全で快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー化を推進 →都市部においては、コミュニティ道路の形成や街路樹等による道路緑化等、にぎわいや潤いのある道路空間を確保 ・総合的な福祉のまちづくりの推進 →平成24年から市のバリアフリー基本構想を策定し、宮古島市全体のバリアフリー化を実現 →公共建築物のみならず、市民の多くの方が利用する民間建築物についても、高齢者や障がい者でも円滑に利用できるように、バリアフリー化を促進 →「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園及び海浜の整備

みゃーく障がい者プラン（宮古島市第3期障がい福祉計画） 【平成24年3月、宮古島市】	
計画期間	平成24年度～平成26年度
<p>■基本理念：『障がい者の自立と参加をともに支えるまちづくり』</p> <p>■計画の視点</p> <p>○自立</p> <p>障がい者一人ひとりの自己選択、自己決定に基づく主体的な生き方を尊重するとともに、個人の尊厳を大切に、<u>基本的な人権・権利が守られ、等しく社会参加が図れるまちづくりを実現する。</u></p> <p>○支えあい</p> <p>地域住民一人ひとりが、障害を持つことは誰にでも起こり得ることであると認識し、地域住民と行政が協働して障がい者の日常生活や社会生活を支え、<u>お互いが地域の一員として、ともに支えあっていく共助のまちづくりを実現する。</u></p> <p>○公助</p> <p>地域において障がい者が安心して暮らすためには、福祉サービスや地域ネットワークなどの基盤整備が充実している必要がある。このような整備は、個人や地域の力だけでは解決できないものであるため、<u>行政機関による支援を推進し、公助の行き届いたまちづくりを実現する。</u></p>	

宮古島市地域福祉計画 【平成22年3月、宮古島市】	
目標年次	平成26年
<p>■計画理念：『人とう添い 結いぬ島みゃーく ～明るいあいさつから始まるご近所づきあい～』</p> <p>■基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の福祉力の向上の支援 ○地域における支援の仕組みづくり <p>■推進施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民意識を高める取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における支えあい活動等への参加促進 →あいさつ運動の実施、地域活動を通じた福祉意識の醸成 ○相談支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・適切な情報提供の推進 →情報入手に配慮が必要な方に対する情報提供の充実 →<u>視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方に対しては、音声・点字による情報提供や手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化の推進</u> 	

(3) 基本構想に関連・反映させるべき事項の整理

前項までの整理内容から、構想に関連づけて反映させるべき事項を以下に抽出・整理する。

都市計画・市町村マスタープラン等	宮古島市都市計画マスタープラン
	<p>【将来都市構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○拠点 <ul style="list-style-type: none"> ・都市拠点→中心市街地地区（市民生活・経済活動の中心地として） ・地域拠点→庁舎周辺地域（周辺住民の生活・コミュニティの中心地として） ・広域交通拠点→宮古空港、平良港（広域的な交流促進を図る） <p>【都市整備の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地では、交流・賑わいの拠点づくり、安全・快適に回遊できる空間づくりなどを念頭において、重点的に事業・施策を展開する。 →具体的には市街地整備、店舗・道路の修景整備、ハード・ソフト面の一体的整備を進めていく。 <p>【都市交通体系に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域連携道路：優先的な整備・維持管理 ⇒国道390号、県道平良城辺線、県道平良新里線 ○市街地骨格道路：優先的な整備・維持管理 ⇒(都)中央縦線、(都)マクラム通り線、(都)東西環状線 ○補助幹線道路：段階的な整備 ⇒市街地環状道路内の幹線道路を補完する道路 ○市街地における歩行空間 ⇒幹線道路と中心市街地地区との有機的なネットワーク形成やユニバーサルデザインを取り入れた歩道整備・自転車道整備を促進する。
	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発および保全の方針」
	<p>【主要な交通施設の配置の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道路 <ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の国道390号や補助幹線道路の市場通り線、下里通り線の拡幅整備を推進する ○港湾（平良港） <ul style="list-style-type: none"> ・人流拠点としての国際交流機能の向上に努め、人と環境に優しい港湾整備を図る。 ○空港 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における拠点形成、国際貢献並びに地域振興に資する利活用の検討を促進する。 <p>【都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な緑地（防災系統） <ul style="list-style-type: none"> ・カママ嶺公園は、津波にも対処できる避難公園として整備する。 ・市街地内の公園緑地や幹線道路等は、オープンスペースや生活道路等と結び、防災環境軸の形成に努める。 ○福祉のまちづくりに関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの考えを踏まえた各種施設整備・改善を進める。 ・道路においては、高齢者や車いすの方等の通行が容易になるよう、ゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進する。 ・公園、官公庁舎、医療施設、商業施設等、生活のために不特定多数の住民が利用する施設においては、福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリー化の一層の促進を図る。

	<p style="text-align: center;">第1次宮古島市総合計画</p> <p>【基本計画（前期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な交流を促進する港の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・港の基本施設の充実と耐震化に努め、港湾機能の拡充を図る。 ○国際交流の推進(国際交流・地域間交流) <ul style="list-style-type: none"> ・外国語の観光案内標識やパンフレットなど、外国人にも住みやすい、訪れやすい島づくりを推進する。 ○子供を産み、育てやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインによるまちづくり等に努める。安全・安心のまちづくりを推進する、子供を取り巻く有害な環境を改善する。 ○高齢者、障がい者が自立して暮らせる生活支援の仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備を促進する。 ○交通ネットワークの機能向上 <ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも優しい道づくりを基本に、交通安全施設などの整備を図る。 ・電線類の地中化を促進する。 ○快適な居住環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーや防災機能などを兼ね備えた憩いの場の充実を図る。 ○安全で安心できる島づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信号機、道路反射鏡、防護柵の整備を充実するとともにシルバーゾーン広報板、道路段差の解消、点字ブロックを設置など、人に優しい道路環境の確保に努める。 ○市民参加のまちづくりの推進
移動円滑化に関する条例等	<p>沖縄県福祉のまちづくり条例</p>
	<p>この条例は、障害のある人もない人もすべての県民が安心して生活し、等しく社会に参加することが出来る地域社会を実現する趣旨で制定されたものであり、バリアフリー新法と併用して運用していくことが望まれる。</p>
	<p>沖縄県ユニバーサルデザイン推進指針</p>
<p>【分野別推進の方向（みんなのためのまちづくり）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物・施設 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズにも応えられるように取り組む。 ・ユニバーサルデザインの考え方を整理し、どのような建築物、施設でも区別なく導入できる手法を検討する。 ・民間の建築物、施設において、新設の場合はユニバーサルデザインの導入を検討してもらい、既設のものは改築時のバリアフリー化を検討してもらう。 ○交通機関（道路含む） <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズに応えることを目的として施策に取り組む。 ・道路の整備においては、国・県・市など各主体が連携し、利用しやすさ等に差のない道路を目指す。 ・視認性の高い、分かりやすく、親しみのもてる道路案内標識の設定等の情報提供を充実させる。また、来県者（旅行者、外国人等）への情報提供を充実させる。 ・安全で快適な歩行空間の整備に努める。 <p>【分野別推進の方向（情報・サービスづくり）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報 <ul style="list-style-type: none"> ・「誰にでもわかりやすく、入手しやすい情報」の発信方法を検討する。 ・インターネットのウェブサイトを誰にでも閲覧しやすい構造、デザインにする。 	

都市整備等に関する計画	宮古島市景観計画
	<p>【地域別まちづくり景観方針】</p> <p>○市街地景観ゾーン：港から広がる中心商業・業務地景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧来のまちの賑わい、雰囲気を受け継ぐ景観づくり ・通り毎にテーマ性を持った、歩いて楽しい景観づくり <p>○拠点景観ゾーン：平良港、空港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区特性を活かしイメージアップにつなげる景観づくり <p>○幹線軸ゾーン：幹線軸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象路線 <ul style="list-style-type: none"> →国道 390 号、県道 78 号線、同 190 号線(一部下里通り、市場通り)、同 243 号線 ・道路そのものの美しさに磨きをかけた景観づくり ・周辺の自然環境等との調和に配慮した景観づくり <p>【良好な景観形成のための行為の制限】</p> <p>○市街地景観ゾーン及び拠点景観・幹線軸ゾーン：建築物・工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> →深い庇、花ブロック等、宮古島市の気候、風土に合い、歴史・文化に培われた形態、意匠、素材とする。 →町全体として調和のとれた色彩とする。 <p>【景観重要公共施設(候補)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路：幹線軸 <ul style="list-style-type: none"> →電線等の地中化、歩道のカラー・タイル等の舗装の装飾、デザイン照明の整備、デザイン信号機の設置、地元の木を利用した植栽などの整備、維持管理を促進する。 ・港湾：平良港 <ul style="list-style-type: none"> →占有物については、周辺の景観に調和したものとする。
高齢者、障がい者等の福祉に関する計画	宮古島市高齢者福祉計画並びに第5期保険事業計画
	<p>【安心して暮らせる生活環境の推進】</p> <p>○交通安全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信号機、道路反射鏡、防護柵の整備の充実 ・シルバーゾーン広報板、点字ブロックの設置、道路段差の解消など、人にやさしい道路環境の確保 <p>○交通安全施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーブミラーや道路照明、ガードレール等の交通安全施設の整備充実 <p>【総合的な福祉のまちづくりの推進】</p> <p>○道路環境の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路については、安全で快適な歩行空間を確保するため、バリアフリー化を進める。 ・都市部においては、コミュニティ道路の形成や街路樹等による道路緑化等、にぎわいや潤いのある道路空間の確保に努める。 <p>○総合的な福祉のまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年から市のバリアフリー基本構想を策定し、宮古島市全体のバリアフリー化を目指す。 ・公共建築物のみならず、市民の多くの方が利用する民間建築物についても、高齢者や障がい者でも円滑に利用できるようバリアフリー化を促す。 ・「ユニバーサルデザイン」に基づいた公園及び海浜の整備に努める。
	みゃーく障がい者プラン(宮古島市第3期障害福祉計画)
	<p>【基本理念】 『障がい者の自立と参加をともに支えるまちづくり』</p> <p>【計画の視点】 「自立」「支えあい」「公助」</p>
	宮古島市地域福祉計画
<p>【推進施策】</p> <p>○適切な情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者や聴覚障がい者など情報入手に配慮が必要な方にたいしては、音声・点字による情報提供や手話通訳者、要約筆記者を派遣するなど、情報のバリアフリー化に努める。 	

